

# 特定個人情報保護評価指針（案） ～内閣官房案からの主な変更点～

平成26年3月5日

特定個人情報保護委員会事務局

〔「内閣官房案」とは、平成25年12月に内閣官房社会保障改革担当室がホームページで公表した「特定個人情報保護評価指針（内閣官房案）」をいう。〕

# 特定個人情報保護評価指針(案) ～内閣官房案からの主な変更点～①

## 1. 形式の修正

- 指針の記載事項については、特定個人情報保護評価の意義等と手続的な事項に限定。
- 「しきい値評価書」を、「**基礎項目評価書**」に名称変更。
- 「情報保護評価計画書」を、「**特定個人情報保護評価計画管理書**」に名称変更。
- 添付資料を4つに限定。
  - 様式1 特定個人情報保護評価計画管理書
  - 様式2 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)
  - 様式3 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)
  - 様式4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

なお、内閣官房案に含まれていた内容のうち本指針(案)に含まれないものの多くは、別途作成中の「特定個人情報保護評価の解説」及び計画管理書並びに3つの評価書の「記載要領」に盛り込み、参考資料として委員会ホームページで公表予定。

# 特定個人情報保護評価指針(案)

## ～内閣官房案からの主な変更点～②

### 2. 指針の内容の追加・変更

- **重大事故の定義**を明確化(故意又は本人の数が101人以上の個人情報の漏えい等であること、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除くこと等)。しきい値判断については「特定個人情報」に関するものに限定することを明記する一方、全項目評価書と重点項目評価書で記載が求められる重大事故の対象は「個人情報」とした(番号法27条1項3号との整合性)。**[第2 定義]**
- 全項目評価書に関する**国民又は住民等からの意見聴取の期間**を原則30日以上とし、特段の理由がある場合には短縮できることとした。(地方公共団体等は条例等による仕組みによることができる。) **[第5 実施手続]**
- 公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして少なくとも1年に1回は見直すことを、努力義務に変更。(番号法27条1項柱書との整合性)**[第5 実施手続]**

# 特定個人情報保護評価指針(案) ～内閣官房案からの主な変更点～③

## 2. 指針の内容の追加・変更(つづき)

- 特定個人情報保護評価を実施した**事務の実施をやめたときは、委員会に通知し、**所要の修正を行った評価書を少なくとも3年間公表しておくこととした。[第5 実施手続]
- 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから**5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施**することを、努力義務に変更。(番号法27条1項柱書との整合性)  
[第6 実施時期]
- 行政機関等から提出された全項目評価書の承認に当たっての委員会による**審査の観点(適合性及び妥当性)**を示した。[第10 委員会の関与] (地方公共団体等が受ける第三者点検においてこの審査の観点を参考にすることができる。[第5 実施手続])

# 特定個人情報保護評価指針(案) ～内閣官房案からの主な変更点～④

## 2. 指針の内容の追加・変更(つづき)

- 個人のプライバシー等の権利利益の保護という特定個人情報保護評価の基本理念を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置が十分であることを確認の上、宣言することとした。(3つの評価書の表紙に宣言文を追加)。[第9 評価項目]
- 委員会による承認の対象でない特定個人情報保護評価書について、抽出点検等による関与としていたものを、委員会が、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認すると明記。[第10 委員会の関与]
- 重点項目評価書及び全項目評価書の記載項目のうち特定個人情報保護評価の再実施が必要となる「重要な変更」の対象から「重大事故の発生」を削除。[別表]

# 特定個人情報保護評価指針(案) ～内閣官房案からの主な変更点～⑤

## 3. 計画管理書及び評価書の様式の変更

### 【計画管理書】

- 表紙:「最終更新日」(委員会に提出した日)を、「作成・最終更新日」(機関内の決裁を了した日)に変更。
- 計画管理書:「評価書番号」を追加。この番号を各評価書の表紙にも記載するものとした。

### 【3つの評価書共通】

- 表紙:「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」を追加。
- 表紙:「提出日」(委員会に提出した日)を、「公表日」(公表する日)に変更。

### 【全項目評価書】

- 表紙、Ⅳ 評価実施手続:行政機関等についてのみ、「委員会承認日」、「提出日」、「委員会による審査」を追加。

# 特定個人情報保護評価指針(案) ～内閣官房案からの主な変更点～⑥

## 3. 計画管理書及び評価書の様式の変更(つづき)

### 【重点項目評価書、全項目評価書共通】

- Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要:特定個人情報の(評価実施機関外への)「提供」と(機関内での)「移転」に分けて記載するものとした。
- Ⅲ リスク対策:個人情報に関する重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更には当たらないことを明記。
- Ⅲ リスク対策:情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手及び提供におけるリスクについては、その他の方法による入手又は提供とは別に、「5. 情報提供ネットワークへの接続」で記載するものとした。
- Ⅲ リスク対策:各リスクについて、まず措置の内容を記述し、続いて「このリスクへの対策は十分か」の問いに回答する形に改めた。また、回答の選択肢を、「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」等の三択に変更。